



障害者や高齢者など誰もが快適に観光できる東京へ！

令和7年度 アクセシブル・ツーリズム 推進セミナーのご案内

参加費
無料

誰にでも優しく、どこへでも行ける東京を目指して

少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の旅行ニーズに対応することは、観光需要の喚起と地域経済の活性化に向けた重要な取り組みです。さらに、高齢社会の進展やインバウンド需要の拡大を背景に、訪日外国人における高齢者・障害者の旅行需要も高まっており、アクセシブル・ツーリズムの推進が求められています。本セミナーでは、「東京観光バリアフリー情報ガイド」掲載コースで、アクセシブル・ツーリズムを実技で学びます。見学・飲食・小売の場面で障害者等が直面する困りごとや望まれる配慮を体験し、適切なサポート方法を習得します。さらに、観光中の災害発生時における対応も実践し、誰もが安心して楽しめる観光を目指します。参加費は無料ですので、この機会にぜひご参加ください。



出典：東京都観光デジタルパンフレットギャラリー

セミナー概要

日時・会場

令和8年2月3日(火) 9:30～12:30
(上野会場：上野恩賜公園／TKP上野駅前ビジネスセンター会議室)
令和8年2月6日(金) 9:30～12:30
(立川会場：国営昭和記念公園／花みどり文化センター講義室)

対象

都内観光関連事業者

定員

20名程度

プログラム

裏面参照(上野会場・立川会場共通)

セミナーの申込方法

●ウェブサイトからのお申込み

下記URLまたは右の二次元バーコードを読み取っていただきますと申込画面に遷移します。
パソコン、スマートフォンからログイン可能です。
<https://forms.office.com/r/zrbFPmTrbf>



●電話でのお申込み

TEL：03-5539-5248 (平日10:00～17:00)

申込締切

令和8年1月30日(金) ※申込みが定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。

上野会場 当日集合場所

JR上野駅公園口改札外に9時20分にお集まりください。
(改札を出た先でお待ちください。)
上野恩賜公園等での研修後、振り返りをTKP上野駅前ビジネスセンター会議室で行います。

立川会場 当日集合場所

「国営昭和記念公園あけぼの口 ゲート前」に9時20分にお集まりください。
(当日入園券をお渡ししますので個人でのご購入は不要です。)
中央線「立川駅 北口」より徒歩10分
<https://www.showakinen-koen.jp/access/>

●メールでのお申込み

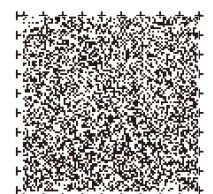
団体名、所属部署名、お名前、電話番号、E-mail、
参加希望日(上野会場又は立川会場)をご記入いただきお送りください。
accessibletourism@jtb.com

問い合わせ先

東京都アクセシブル・ツーリズム推進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL：03-5539-5248 FAX：03-5539-5250

E-mail：accessibletourism@jtb.com 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休



セミナー講師

※講師は変更になる場合があります。予めご承知おきください。

末武 洋一氏

特定非営利活動法人 車いす社会を考える会 副理事長
<https://kurumaisu.tokyo/>

原口 凌輔氏

東京2025デフリンピック デフサッカー 日本代表選手
 株式会社ゼンリンデータコム
<https://athlete.zenrin-datacom.net/haraguchi-ryosuke/>

齋藤 洋司氏

特定非営利活動法人 ユニバーサルツーリズム総合研究所 理事
<https://utsouken.org/>

袴田 久美子氏

株式会社JTBデータサービス 営業部 未来創造課
<https://jtb-jds.co.jp/jigyoushokai/humanresources/>

室井 孝王氏

特定非営利活動法人 高齢者・障がい者の旅をサポートする会
 理事長
https://www.tabisupport.org/2_staff.html

長橋 正巳氏

特定非営利活動法人 高齢者・障がい者の旅をサポートする会
 監事
https://www.tabisupport.org/2_staff.html

セミナープログラム (上野会場・立川会場 共通)

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。

※当日雨天の場合、屋内での実技講習となります。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

プログラム	内 容
1. 飲食・観光・ショッピング・緊急避難時における障害特性に応じたサポート方法の学習と、障害者疑似体験を通じた合理的配慮の実践 (実技150分)  ◀ 飲食時における車椅子利用者サポートを学ぶ  ▶ 買物時における視覚障害者サポートを学ぶ	障害者（車いすユーザー、視覚障害者、聴覚障害者、加齢による障害者）疑似体験と当事者の同行アドバイスによる観光シーンで役立つ接遇を学ぶ。 ① 飲食における接遇 座席への誘導、メニューや料理の説明等 ② 観光施設における接遇 展示品の説明、トイレへの誘導等 ③ ショッピング施設における接遇 陳列品の説明、支払い補助等 ④ 地震、津波、火事等災害発生を想定した障害者等の緊急避難の対応  ▲ 上野会場（上野恩賜公園） © (公財) 東京観光財団  ▼ 立川会場（昭和記念公園） © (公財) 東京観光財団
2. 振り返り (座学30分)	フィールドワークの振り返り 各グループ発表

改正障害者差別解消法について

日本では、障害のある人もない人も、互いにその人を認め合いながら共に生きる社会「共生社会」を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

障害者差別解消法では、行政機関及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を定めています。

合理的配慮の提供とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられた時に、負担のない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。この合理的配慮の提供は、これまで行政機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6年4月1日から全事業者も義務化されることとなります。

※東京都では、東京都障害者差別解消条例を定め、平成30年10月1日に施行、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化しています。（正式名称：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）